

令和元年7月19日  
京都市建設局  
〔担当 みどり政策推進室〕  
〔電話 741-8600〕

あなたの敷地の  
緑化を支援します！

## 民有地緑化支援事業の申請受付を開始します

京都市では、民有地の緑化を進め、まちなかの目に見えるみどりの増加，地球温暖化やヒートアイランド現象対策，良好な景観の形成などを目的に「民有地緑化支援事業」を行っています。

この度，令和元年度の受付を開始しますのでお知らせします。

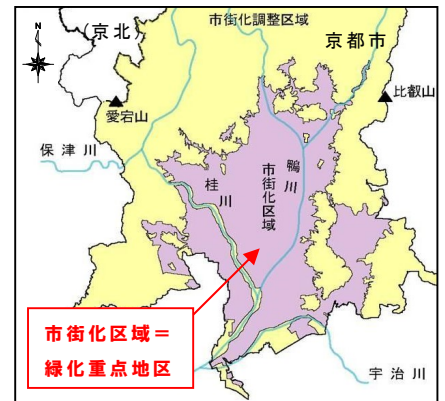
### 1 申請受付期間

**令和元年8月19日（月）～ 令和2年1月31日（金）**

先着順で受付 ※申請状況により受付を早く締め切る場合があります。

### 2 支援の対象地域（右図参照）

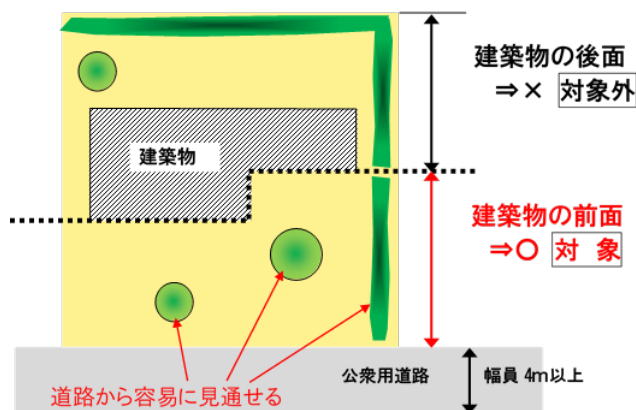
京都市の市街化区域（＝緑化重点地区）



### 3 支援の主な条件

- ① 民有地における新規緑化であること。
- ② 幅員4m以上の公衆用道路に面していること。
- ③ 建築物前面で，道路から容易に見通せること。
- ④ 植栽後，5年以上適切に育成管理できること。
- ⑤ 令和2年2月28日までに緑化工事が完了すること。

### ■ 支援対象となる緑化のイメージ



（注）下記の緑化は対象となりません。

- ・ 申請前に植栽したもの
- ・ 既存樹木を植替えるもの
- ・ 草花，芝，プランター等による緑化
- ・ 法令等で緑化義務の対象となっているもの
- ・ 屋上緑化，壁面緑化

## 4 支援の内容

植栽工事費の一部を助成します。

- ・下表の助成額により算出（千円未満切り捨て）
- ・上限額50万円（1件当たり）

種類	樹木の高さ	助成額
高木	3.0m以上（幹周0.2m以上）	¥62,300/本
	3.0m以上（幹周0.2m未満）	¥20,700/本
中木	2.5m以上3.0m未満	¥13,400/本
	2.0m以上2.5m未満	¥12,200/本
	1.5m以上2.0m未満	¥6,100/本
生け垣	1.0m以上1.5m未満	¥5,500/本
	0.6m以上1.0m未満	¥1,800/本
	0.3m以上0.6m未満	¥1,100/本

（助成は、樹木を植える費用、土壌改良材の材料費が対象です。

※樹木の材料費は含みません。）

助成の対象は下記のとおり

- ・高木（3m以上） 1本から
- ・中木（1.5m以上3m未満） 1本から
- ・生け垣（0.3m以上1.5m未満）延長1mから

※延長1m当たりの必要植栽本数は、高さ0.3～0.6m：3本、高さ0.6～1.5m：2本

※高さ0.3m未満の樹木は対象外です。

## 5 申請の手続き

下記窓口で事前相談を行ったうえで、申請してください。

詳細は、各区役所・支所やみどり政策推進室等の窓口にて8月19日から配布するチラシを御確認ください。チラシは京都市情報館（市ホームページ）にも掲載します。<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-6-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 6 申請・問合せ窓口

京都市建設局みどり政策推進室（みどり協働担当）

TEL 075-741-8600



### <参考>平成30年度の支援状況について

高木14本、中木153本、生け垣76mの緑化を支援しました。

### 【その他制度の御紹介】

古く危険なブロック塀の撤去を検討されている方は、下記の制度を利用できる場合があります。各窓口へお気軽に御相談ください。

#### ■ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度

対象：道・学校等に面するブロック塀 ※その他要件あり

窓口：京都市ブロック塀等の支援窓口（建築安全推進課内） TEL075-222-3603

#### ■危険ブロック塀等改善事業 ※主に幅員4m未満の道が対象

ブロック塀の除却及び替わりの塀や生け垣の新設に要する費用を補助

対象：「優先的に防災まちづくりを進める地区」内の道に面するブロック塀

※その他要件あり

窓口：京都市都市計画局まち再生・創造推進室（密集市街地・細街路対策担当）

TEL075-222-3503